

亀山市公告第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、亀山市地区計画等の案の作成手続きに関する条例第4条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに亀山市に意見書を提出することができる。

令和4年7月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 都市計画の種類及び名称

種類 亀山都市計画地区計画

名称 亀山PAスマートインターチェンジ周辺地区 地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

亀山市建設部都市整備課都市計画グループ

4 縦覧期間

令和4年7月29日から8月11日まで